平成２４年（フ）第５６７号
静岡市駿河区中野新田723番地の223
債務者　大垣　早苗
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野末　寿一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
千葉県東金市菱沼211番地８
債務者　井下　無我
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴見　　泰
4　破産債権の届出期間　平成24年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７９号
静岡県富士市天間671番地の１　レオパレスエンゼル201号、前住所静岡県富士市富士見台４丁目１番地　県営住宅Ｂ―502号
債務者　西野　　純
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本野　　仁
4　破産債権の届出期間　平成24年11月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第８４６号
広島市西区己斐上２丁目18番13号
債務者　石田　史朗
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３５号
広島市佐伯区藤の木２丁目19番14号
債務者　正路　和久
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月11日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３４０号
和歌山県海南市下津町丸田７番地１
債務者　ブランジュリーｎｉｃｏこと　岩﨑　久起
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６３号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目10―８―410、住民票上の住所和歌山県橋本市古佐田２丁目３番８号
債務者　上田昌義こと　上田　政博
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４９号
福井県三方郡美浜町郷市第20号17番地
債務者　八木　朱美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月18日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第５８号
熊本県八代市二見洲口町1809・1810番地
債務者　宮田　康生（旧姓赤山）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５９号
熊本県八代市二見洲口町1809・1810番地
債務者　宮田美津子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立山　秀彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第３８１号
北海道旭川市神居５条６丁目１番11号　越智ハイツ３―Ａ
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
秋田県能代市比八田字八幡下39番地
債務者　成田　良幸
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３０７号
北海道二海郡八雲町大新230番地
債務者　石田　礼子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１８１号
静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｅ―304号、前住所静岡県富士市中丸379番地の５　フレグランス中丸101号
債務者　澤口　豪輝
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２３７号
奈良県北葛城郡河合町彩りの杜568番地220
債務者　川口　純治
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係